

農地関連手続の登記情報提供サービスの活用の推進について ～登記情報取得のオンライン化推進による申請者等の負担軽減に向けて～

農地の所有権移転や農地転用（以下「農地の所有権移転等」という。）の許可申請等を行う場合、申請者等が登記所に赴くなどし、登記事項証明書の取得が必要となりますが、令和元年の関係法令の改正により、行政手続の一部オンライン化が図られ、登記情報提供サービス（※）により取得した照会番号を提出した場合、同証明書の添付は要しないこととされました。

この手続に関し、管内の行政相談委員から、登記所が発行する登記事項証明書でなければ許可申請書等を受理できないとしている農業委員会等があるとの情報が寄せられました。

この情報を踏まえ、当局において、中国地方5県の農業委員会等における、農地の所有権移転等の際の登記情報提供サービスの導入・活用状況等について、情報収集を実施しました。その結果、導入・活用が進んでいない状況がみられたので、中国四国管区行政評価局レポート「農地関連手続の登記情報提供サービスの活用の推進に関する情報収集結果」として取りまとめ、中国四国農政局に提供したところ、対応が図られることとなりましたので公表します。

（※）登記所が保有する登記情報をインターネット上で確認できる、法務大臣の指定法人が提供する有料サービス

【連絡先】

総務省中国四国管区行政評価局 評価監視部

担当：第4評価監視官 都築

電話：082-228-6214（直通）

E-mail：cgk22@soumu.go.jp